

平成30年産国内産農産物の銘柄設定等意見聴取会議事録

1 開催日時：平成29年12月5日（火） 13：30～14：30

2 開催場所：横浜第2合同庁舎高層棟3階B会議室

3 出席者：

(行政機関)	神奈川県環境農政局農政部農業振興課副主幹	高橋 幸利
	神奈川県環境農政局農政部農業振興課主事	金光 薫
(学識経験者)	神奈川県農業技術センター普及指導部作物加工課課長	稲毛 正彦
	神奈川県農業技術センター普及指導部作物加工課副技幹	高橋 恭一
(関係機関)	全国農業協同組合連合会神奈川県本部農産部農産販売課	平井 真紀
	神奈川県農業協同組合中央会営農企画部副考査役	小澤 茂
(申請者)	さがみ農業協同組合組織経済部営農課係長	西川 和孝
	さがみ農業協同組合海老名営農経済センター係長	藤田 修一
	さがみ農業協同組合海老名営農経済センター	小林 卓真
(実需者)	泉橋酒造株式会社代表取締役	橋場 友一
(関東農政局)	生産部生産振興課検査技術指導官	塩崎 公則
	生産部生産振興課主任農政業務管理官	矢崎 真治
(関東農政局神奈川県拠点)	主任農政業務管理官	二見 尊仁
	農政業務管理官	山本 辰夫
	行政専門員	飯山 正広

4 議事

司会：山本

只今から、平成30年産国内産農産物の銘柄設定等意見聴取会を開催いたします。

司会を務めます関東農政局神奈川県拠点の山本と申します。よろしくお願いいたします。

はじめにお断りをおきますが、本意見聴取会における検討の結果について議事録又は議事要旨を作成しますので、発言についてすべて録音させていただきます。なお、議事録又は議事要旨は、関東農政局のホームページで公表することになりますので、併せてご了承いただきますようお願いいたします。

また、議事録又は議事要旨を公表する前に内容を確認したい方がおりましたら、後ほど申し出て下さい。

皆さんのお手元に配付した資料を確認します。

(別途資料の確認)

意見聴取会を始めるに当たりまして、関東農政局生産部生産振興課の塩崎検査技術指導官よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

関東農政局：塩崎

あいさつ

司会：山本

本日の意見聴取会を円滑に進めるため、座長を選出します。また、議事録又は議事要旨を作成するため書記を選出したいのですが、座長及び書記の選出につきましては、事務局にご一任いただければと存じますが、いかがでしょうか。

出席者一同

異議なし。

司会：山本

それでは、関東農政局生産部生産振興課の塩崎検査技術指導官を座長に、神奈川県拠点の二見主任農政業務管理官、飯山行政専門員を書記として、議事を進めたいと存じますので、よろしく願いいたします。

座長：塩崎

ただ今、座長の指名を受けました関東農政局生産部生産振興課の塩崎です。円滑な議事の進行につきまして、皆様のご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議事に移りたいと思います。はじめに（1）「趣旨説明」について事務局からお願いします。

【（1）趣旨説明】

事務局：矢崎

（農産物検査に関する基本要領の抜粋に基づき趣旨説明）

平成30年産の銘柄設定等の手続については、関東農政局ホームページに掲載し、平成29年10月2日から10月31日の間に銘柄設定等の要望について受付を行いました。その結果、産地品種銘柄の選択銘柄として、さがみ農業協同組合様から醸造用玄米の「楽風舞」についての設定申請がありました。

意見聴取会には、例年皆様の同意を得て申請者にご同席いただいておりますのでご了承願います。後ほど、申請者から申請理由等をご説明していただきます。

本日の意見聴取の結果、銘柄の設定等について申請する必要が認められた場合には、農林水産省政策統括官へ申請することといたします。政策統括官は、申請に基づき銘柄の設定の必要があると認められた場合には、農林水産大臣が行う農産物規格規程の改正の手続きを行います。農産物規格規程改正の事務手続きは、来年3月末までに行われ、その後農林水産省告示が行われます。

【（2）銘柄設定等の申請について】

座長：塩崎

続きまして議事の（2）「銘柄設定等の申請について」、申請者である、さがみ農業協同組合様から醸造用玄米の「楽風舞」について、申請書に沿いましてご説明をお願いします。

また、さがみ農業協同組合様は登録検査機関としても、銘柄設定の申請書を提出していただいておりますので、様式第1－4号に沿いまして品種鑑定上の特徴等について、併せてご説明をお願いいたします。

〔「楽風舞」の申請内容説明〕

申請者：さがみ農業協同組合：小林

「楽風舞」の申請内容について説明（銘柄の設定等申請書に基づき説明）

登録検査機関：さがみ農業協同組合：藤田

「楽風舞」の品種鑑定上の特徴について説明（銘柄の設定等申請書（銘柄鑑定に関する事項）に基づき説明）

座長：塩崎

続きまして、（3）「銘柄設定等に対する意見聴取」に移ります。

関東農政局では、申請内容及び意見聴取会の日程をホームページに掲載し、11月16日～11月29日の間、意見を募集しました。その結果について事務局からお願いします。

事務局：矢崎

意見募集につきましては、ホームページにおいて広く意見募集を行ったところ、意見はありませんでしたので、この場にお集まりの皆様から、再度ご意見をお聞きします。

なお、本日出席を予定しておりました神奈川県酒造組合様より、所用により本日欠席をするにあたり、事前に「楽風舞」を産地品種銘柄に設定するにあたり、特に異論は無い旨の意見をいただいております。

また、実際に銘柄鑑定ができるか、「楽風舞」の試料を用意しておりますので、登録検査機関より説明を受けながら、銘柄鑑定にあたり疑問点はないか等、確認をお願いします。

座長：塩崎

只今、事務局から意見公募状況及び神奈川県酒造組合様からの意見について報告がありました。

また、事務局から現物を確認し、意見を聞きたい旨提案がありましたので、展示している現物を確認していただきたいと存じます。

「楽風舞」の試料の生産地は神奈川県のごどの地域になりますか。

申請者：さがみ農業協同組合：藤田

生産地は、神奈川県海老名市で生産されたものです。

座長：塩崎

申請様式第1－4号に記載されています品種の特徴が出ているか、品種の鑑定ができるかどうか、また本日試料として提出されている物が農産物規格規程における特上から3等までの規格に該当するものかどうかということを見ていただき、後ほど農産物検査員の方を中心にご意見をお伺いします。

それでは現物の確認をお願いします。

〔展示してある現物試料の確認（約10分）〕

【（３）銘柄設定等に対する意見聴取】

座長：塩崎

それでは、現物の試料もご確認いただきましたので、銘柄設定に対する意見聴取に移ります。

まず、私から何点かお伺いします。

申請者であるさがみ農業協同組合様にお聞きしますが、生産面積が拡大しているということですが、平成 29 年産「楽風舞」を作付けされた生産者は何名いましたか。

申請者：さがみ農業協同組合：小林

平成 29 年産の作付け生産者は 3 名です。

座長：塩崎

今年産の作付面積は 3.5ha というのですが、今後も作付けを拡大していくのか、作付けの見込みをお聞かせ下さい。

また、既存の産地品種銘柄の「山田錦」「若水」に替わる品種ということですか、それとも代替ではなく別に拡大していくのですか。

申請者：さがみ農業協同組合：小林

まず作付面積ですが、今後も少しずつですが増えていく見込みです。既存の品種の代替ではなく、「楽風舞」そのものの作付けを拡大していくということです。

座長：塩崎

作付けを拡大していくとのことでしたが、今後も種子の確保は可能でしょうか。

申請者：さがみ農業協同組合：小林

はい。

座長：塩崎

現在の醸造用米としての取引は泉橋酒造株式会社様のみのようですが、今後の販売予定等についてお聞かせください。

申請者：さがみ農業協同組合：小林

泉橋酒造と各生産者との間で契約栽培を行っておりますので、今のところは泉橋酒造以外への販売はございません。

座長：塩崎

それでは、神奈川県全体について神奈川県農業振興課金光様にお聞きします。

今後の神奈川県の生産振興という観点からはいかがでしょうか。

神奈川県：金光

今回の「楽風舞」の申請について、現在産地品種銘柄として栽培されている「若水」「山田錦」に比べて出穂期が1～2週間早いと伺っており、収穫期など生産者の作業の分散が図られると考えられます。また、地元の生産者と実需者が栽培から販売までを担っている6次産業的な考え方であり、地域の農業活性化に繋がる取り組みであるとともに、本県の農業振興に寄与するものであると考えます。

以上の理由により「楽風舞」の申請について、本県において歓迎するものです。

座長：塩崎

生産技術について、神奈川県農業技術センター高橋様にお聞きします。

申請にあたり「楽風舞」の収穫時期・収量について、作業の分散、「山田錦」より単収が高いということでしたが、当該地域及び県内の状況はいかがでしょうか。

神奈川県農業技術センター：高橋

現在、海老名地区でしか栽培されておられませんのでその状況になります。データについては、26年から28年の3月までの3カ年のデータを取っていきまして、そのデータを見ますと「山田錦」に比べると、出穂期で2週間ほど早く、単収が高いこと。出穂期が2週間ほど早いということで収穫時期も2週間程度「山田錦」に比べて早いので、各生産者の方について作業の分散になり、今後面積が増えていく可能性があると思います。

座長：塩崎

海老名地域以外へ作付けの拡大も見込めるということでしょうか。

神奈川県農業技術センター：高橋

特性等を見ますと、県内の他の地区でも栽培は可能だと見ていますが、実際には酒造会社との契約栽培となっていますので、酒造会社の「楽風舞」の需要によるものと思います。

座長：塩崎

登録検査機関のさがみ農業協同組合様に改めてお聞きします。

現物を先ほど確認していただきましたが、農産物検査において銘柄鑑定が可能かどうかについて、「楽風舞」について農産物検査において目視によりその特性を見極め、他の品種と確実に区分をすることが可能ですか。

さがみ農業協同組合：藤田

可能です。

座長：塩崎

続きまして、農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であるかどうかについてお聞きします。

申請書では、検査実績が平成27年産9.6トン、平成28年産9.4トン、平成29年産11.6トンです

が、品位を確認された登録検査機関は、さがみ農業協同組合様でよろしいでしょうか。

さがみ農業協同組合：藤田

はい。

座長：塩崎

品位の格付の状況はどうでしたでしょうか。

さがみ農業協同組合：藤田

検査結果ですが、29年産は、1等が全体の31パーセント、2等が59パーセント、3等が10パーセントという形になりました。

今年は、夏の日照不足が影響しておりまして、また、刈り取り時期に雨が多という具合で、整粒歩合が普段と違ってだいぶ低く、今年は2等の比率が1等を上回ってしまったという形になりました。

座長：塩崎

「楽風舞」は当該地域において、銘柄鑑定が可能であること、農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であるということですね。

さがみ農業協同組合：藤田

はい。

座長：塩崎

銘柄鑑定が可能であること、品位規格の適用が可能であるという見解をいただきました。

再度、神奈川県農業技術センター高橋様にお聞きします。

「楽風舞」の栽培上、特に注意すべき点はありますか。

神奈川県農業技術センター：高橋

「楽風舞」については、初期の生育が旺盛で、分けつも結構旺盛で、初期生育がすごく良いので元肥を控えめにさせていただいて、生育を見ながら追肥で調整していくことが必要でないかと思えます。早生品種なので刈り遅れが胴割米等の格下げの要因になりますので、適期に収穫していただくことが注意点です。あと、周辺で中生や晩生の品種が混在している状況ですが、水の管理が同じ時期にできる同品種に集約していくことが必要ではないかと考えます。

特段、神奈川県下で栽培することは問題が無いと考えています。

それから、本格的に生産を始めて今年で4年になりますので、生産者の方が生育の特性を把握できてきていますので、しっかりとした肥培管理、それから収穫の時の調整をしっかりしていただければ、等級が上がっていくと考えています。

座長：塩崎

それでは、今後の流通について、全国農業協同組合連合会神奈川県本部平井様にお聞きします。

先ほどさがみ農業協同組合様から、今後の流通について説明がありましたが、当該地域における醸造用玄米について、地域流通及び全国流通などについて、どのように考えますか。

全国農業協同組合連合会神奈川県本部：平井

現在、全農神奈川で取り扱っている銘柄は、産地品種銘柄で必須銘柄である「若水」のみとなっています。酒米という性格上、契約栽培という形を取らせていただいています。全農神奈川としましては、主食のうるち米と違って酒米については、それぞれの地域と結びついた中での契約栽培のような取り組み、今回のような取り組みが県下に普及していくことが良いと考えています。

座長：塩崎

続きまして、神奈川県農業協同組合中央会小澤様にお聞きします。
当該品種の今後の展開についてどの様に考えますか。

神奈川県農業協同組合中央会：小澤

契約栽培でやっておりますので、泉橋酒造さんの方で適切に使っていただければと思います。

座長：塩崎

それでは、「楽風舞」の実需者である泉橋酒造株式会社様にお聞きします。
今回、申請理由として、産地や品種名を記載することができるということですが、現行でも法律上、商品名表記の問題は無いと思われませんが、いかがでしょうか。

泉橋酒造株式会社：橋場

産地品種が書けるというのは、農産物の検査の段階で地元「楽風舞」があるということを証明していただき、裏付けがあることにより、大きな声で販売ができる。また、輸出等についても、国によっては、放射能検査でお米の産地を提示しないと出せないものがありますので、そういったものに対応していき、お米の生産拡大とその加工物であるお酒の販売拡大に努めたいと思っています。

座長：塩崎

裏付けを得ることで自信を持って進めていくということですね。

泉橋酒造株式会社：橋場

はい。

座長：塩崎

先ほど現物試料を確認しましたが、「山田錦」に比べ小粒で心白の発現が少ないようですが、製品の製造や品質に問題は無いですか。

泉橋酒造株式会社：橋場

品質については問題ありません。

心白は少ないのですが、逆に精米するときの精米特性に優れていまして、心白が大きいと精米時

に割れてしまうのですが、「楽風舞」は「山田錦」より磨ける性質があります。「楽風舞」をかなり磨いた大吟醸等の製造は可能であります。それから醸造用の特性は、米質はやや硬めで溶ける速度は遅いですが、「山田錦」と違い酒質は、透明感のある、きれのあるきれいな酒質なため、「山田錦」とともに「楽風舞」をうまく使っていき共に生産拡大に結びつけたいと思っています。

座長：塩崎

他に皆様からご意見等ございますか。

座長：塩崎

他にご意見等無いようですので、「楽風舞」について、新たな銘柄として申請するかの確認に移ります。

配付してあります基本要領の3ページに銘柄設定の要件として(1)から(6)までございます。一つ一つ当てはまるかどうかを確認してまいります。

(1)の農産物検査において銘柄鑑定が可能であること、につきましては、鑑定は可能であるという見解をいただきました。

(2)の品種銘柄及び産地品種銘柄は、農産物検査規格に定める品位規格の適用が可能であること、につきましては、品位規格の適用が可能であるという見解をいただきました。

(3)の品種銘柄及び産地品種銘柄は、当該品種が、種苗法第19条に規定する育成者権の侵害の行為を組成するものでないこと、このことについても侵害の行為をするものではないということを確認しております。

(4)については、品種群についての項なので該当ありません。

(5)の品種銘柄及び産地品種銘柄については、当該品種に係る銘柄検査を行う1以上の登録検査機関の見込みがあること、につきましては、検査を行う予定の登録検査機関は、さがみ農業協同組合様ということを確認しております。

(6)については、大豆についての項なので該当ありません。

以上、設定の要件について合致しているかについて確認させていただきましたが、合致しているということよろしいでしょうか、異論がある方はいらっしゃいますか。

ないようですので、新たな産地品種銘柄として申請がありました「楽風舞」について、設定することが妥当であるという結論に達しましたので設定に向けての手続きを進めてまいります。

次第5の「その他」ですが、事務局の方から何かありますか。

事務局：矢崎

特にありません。

座長：塩崎

次第6の「座長及び書記の解任」です。

本日は皆様のご協力によりましてスムーズな議事進行が出来ました。本日、ご検討いただきました設定の申請について、関東農政局長から農林水産省政策統括官あての進達手続きに移りたいと存じま

す。

以上で座長を辞すとともに、書記を解任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

司会：山本

それではこれもちまして、平成 30 年産国内産農産物銘柄設定等意見聴取会を終了させていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。